

○海上保安庁告示第百六十七号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項、第二十三条の二第二項及び第二十三条の四の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、江埼船舶通航信号所に関する告示（平成五年海上保安庁告示第八十二号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、大阪湾海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する江埼船舶通航信号所について周知するとともに、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法、第二十三条の二第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とす

る。

(用語の定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 巨大船等 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十二条各号に掲げる船舶をいう。

二 特定船舶 法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。

三 準特定船舶 特定船舶以外の船舶であつて、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四 航路 法別表に掲げる明石海峡航路をいう。

(センターが運用する江埼船舶通航信号所)

第三条 センターが運用する江埼船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 呼出名称 おおさかマーチス

二 位置 兵庫県淡路市（江埼）（北緯三十四度三十五分五十四秒東経百三十四度五十九分三十二秒）

三 業務開始年月日 平成五年七月一日

(情報の提供)

第四条 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せしむる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 MF無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

二 内容

イ MF無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1) 航路における船舶の交通の制限の状況

(2) 生石鼻灯台（北緯三十四度十六分三秒東経百三十四度五十七分）から田倉埼灯台（北緯三十四度十五分五十四秒東経百三十五度三分四十二秒）まで引いた線、江埼灯台（北緯三十四度三十六分二十三秒東経百三十四度五十九分三十六秒）から三百二十八度三十分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「大阪湾海域」という。）及び江埼灯台から三百二十八度三十分に陸岸まで引いた線、雁子岬から二百七十二度に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域（以下「播磨灘海域」という。）を航行する船舶に影響

響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

- (3) 長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路入航予定時刻、船名、総トン数等
 - (4) 航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況
 - (5) 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
 - (6) 江埼における風向、風速及び気圧並びに地蔵埼における風向及び風速
 - (7) 航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況
 - (8) 航路における潮流の状況
 - (9) 大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
 - (10) 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
 - (11) その他船舶の航行の安全上必要な事項
- 口 船舶自動識別装置による場合
- (1) イに掲げる事項（(3)及び(6)を除く。）
 - (2) 潮岬における風向、風速、気圧及び波高、佐田岬、足摺岬、室戸岬及び江埼における風向

、風速及び気圧、都井岬における風向、風速及び波高、男鹿島、孫崎、神戸ポートアイラン
ド、友ヶ島、桃頭島及び夢洲における風向及び風速並びに大阪中央突堤における天気及び視
程

ハ 電話による場合 イ(1)及び(3)に掲げる事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号 I N F O R M A T I O N (船舶自動識別装置による場合に限る
。)

2 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信
の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 V H F 無線電話又は船舶自動識別装置

二 内容

イ V H F 無線電話による場合

(1) 大阪湾海域のうち江埼船舶通航信号所から約十一海里以内の海域及び播磨灘海域のうち同
信号所から約十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその
周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十三条
の二第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2) 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項

(1) 及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。)

- (3) 情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項

口 船舶自動識別装置による場合 大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の瀬戸内海沿岸海域並びに和歌山県、徳島県及び高知県の陸岸から約二十海里以内の海域（瀬戸内海沿岸海域を除く。）のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（口の場合を除く。）

- (1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

口 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

- (1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

3 規則第二十三条の二第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げる
とおりとする。

一 方 法 V H F 無線電 話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供 (口の場合を除く。)

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 I N F O R M A T I O N

口 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 W A R N I N G

(勧告)

第五条 規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方 法 V H F 無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 勧告

口 英語の場合 A D V I C E

(指示)

第六条 規則第八条第一項の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方 法 VHF無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 指示

ロ 英語の場合 INSTRUCTION

(情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細)

第七条 前三条に規定する方法の詳細（無線電話にあつては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあつては海岸局識別、電話にあつては電話番号、ファクシミリにあつてはファクシミリ番号、インターネット・ホームページにあつてはインターネット・ホームページアドレスをいう。以下同じ。）、使用言語並びに実施時期は、別表のとおりとする。

(留意事項)

第八条 船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 情報提供可能海域にあるVHF無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聽守することが推奨されること。

二 一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。

三 船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

四 船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。

五 船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことのできない場合があること。

六 第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七 第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であつて、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあつては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

八 勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

九 情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十 勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

別表（第七条関係）

M F 無線電 話	方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
一 日本語の場合 H 三 E 一、六五一 kHz 一〇 W	日本語及び英語	日本語及び英語	日本語を用いる場合 每時の一五分及び四五分から	一 日本語を用いる場合 每時の一五分及び四五分から
二 英語の場合 H 三 E 二、〇一九 kHz 一〇 W			のそれぞれ一 五分間	のそれぞれ一 五分間

	V H F無線	電話	
（一〇W F三E 一六一・七〇 MHz （チャンネル一二	一呼出し及び応答用 F三E 一五六・八〇 MHz (チャンネル一六 ）一〇W 二 呼出し及び通信用 F三E 一五六・六五 MHz (チャンネル一三 ）一〇W 三 通信用 F三E 一五六・七〇 MHz (チャンネル一四	一呼出し及び応答用 F三E 一五六・八〇 MHz (チャンネル一六 ）一〇W 二 呼出し及び通信用 F三E 一五六・六五 MHz (チャンネル一三 ）一〇W 三 通信用 F三E 一五六・七〇 MHz (チャンネル一四	一呼出し及び応答用 F三E 一五六・八〇 MHz (チャンネル一六 ）一〇W 二 呼出し及び通信用 F三E 一五六・六五 MHz (チャンネル一三 ）一〇W 三 通信用 F三E 一五六・七〇 MHz (チャンネル一四
	日本語又は英語	適時	る場合 每時 の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分
		間	

			船舶自動識別装置
		電話	
	イ 第四条第一項第二号イ(1)及び(3)	一般情報の提供の場合	○○四三一〇四〇四（谷ノ山送受信所） ○○四三一〇五〇二（赤穂御崎送受信所） ○○四三一〇五〇三（潮岬送受信所） ○○四三一〇五〇四（紀伊日ノ御崎送受信所） ○○四三一〇五〇五（大阪北港送受信所） ○○四三一〇五〇六（江崎送受信所） ○○四三一〇五〇七（室戸岬送受信所） ○○四三一〇五〇八（土佐山送受信所） ○○四三一〇五〇九（土佐沖ノ島送受信所） ○○四三一〇六〇三（地蔵崎送受信所）
ロ 翌日に係る第四条第一項第二号イ(3)	○七九九一八二一三〇四四		
○七九九一八二一三〇四三			
の場合	日本語	英語	
二 勧告及び指示	供の場合 日本語	一般情報の提供の場合 日本語	
たとき（翌日）	船舶から問い合わせがあつたとき	一般情報の提供の場合 船舶から問い合わせ	適時

二 勧告及び指示の場合

- 七九九一八一一一〇一一〇
- 七九九一八一一一〇一一一

又は英語

ムページ	インターイ	日本語	日本語	時	に係る第四条 第一項第二号 イ(3)について は、午後一時 から午後一二 時までの間に 限る)
き	ット・ホー	日本語	リ	〇七九九一八二一一一〇四六	ファクシミ

備考 航路における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。